

5-10. 那覇市議会図書室規程

昭和 49 年 5 月 15 日
議 会 訓 令 第 2 号

改正 平成 13 年 6 月 15 日 議会訓令第 3 号
平成 14 年 6 月 24 日 議会訓令第 1 号
平成 18 年 3 月 31 日 議会訓令第 2 号

平成 21 年 3 月 31 日 議会訓令第 1 号
平成 25 年 3 月 1 日 議会訓令第 2 号

那覇市議会図書室規程(1967 年 8 月 1 日議会告示第 1 号)の全部を改正する。

(設置)

第 1 条 那覇市議会に地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)
第 100 条第 19 項の規定により那覇市議会図書室(以下「図書室」という。)
を設ける。

(目的)

第 2 条 図書室は、次の刊行物等を収集保管し、議員の調査研究に資すること
をもって目的とする。

- (1) 法第 100 条第 17 項の規定により送付を受けた官報その他政府刊行物
- (2) 法第 100 条第 18 項の規定により送付を受けた県公報その他県の刊行物
- (3) 那覇市の刊行物その他市政資料
- (4) 地方自治に関する図書、各種の資料及び刊行物
- (5) 前各号のほか必要と認められる図書、新聞諸資料及び刊行物

(利用者の範囲)

第 3 条 図書室は、本市議会議員のほか本市職員その他一般に利用させること
ができる。

(閲覧時間)

第 4 条 図書の閲覧時間は、議会事務局の執務時間による。

(管理)

第 5 条 図書室は、議長が管理する。

(閲覧)

第6条 図書を閲覧しようとする者は係員に申し出なければならない。

(貸出)

第7条 図書は貸出しを行なわない。ただし、議長が特に必要であると認めた場合は、次に掲げるものを除くほか貸出しを行なうことができる。

(1) 第2条第1号から第3号までの刊行物

(2) 辞書、年鑑及び新聞

(3) 前各号のほか貸出しを行なうことが不適当と認めるもの

2 図書の貸出しを受けようとするものは、所定の図書貸出簿に必要事項を記入押印のうえ係員に提出しなければならない。

3 図書の貸出しは1人につき2冊を限度とし、貸出期間は7日以内とする。

4 図書の整理上必要があるときは、貸出期間にかかわらず、図書を返納させることができる。

(転貸禁止)

第8条 借用図書は転貸してはならない。

(図書の補修)

第9条 図書を汚損又はき損したときは補修して返納しなければならない。

(紛失図書の届出及び弁償)

第10条 図書借用者が紛失その他の事由により貸出期限後7日を経過しても返納しないときは、その旨を届け出て指定する図書又は相当の代価をもって弁償するものとする。

(図書の整理)

第11条 図書の整理は、次の各号による。

(1) 図書は、受入の年月日順にこれを図書原簿に登録しなければならない。

(2) 図書は、日本十進分類法の例によって分類整理する。

(3) 図書背表紙所定の箇所に分類番号をはりつけ、標題紙に「那覇市議会図書室蔵書印」及び奥付に受入印を書中適当なページに隠し印を押す。

(4) 受入印には図書原簿の登録番号を記入する。

(5) 寄贈図書は、寄贈図書受入簿に受入れ寄贈印を押し、このうち必要なものは図書原簿に登録して前各号によりこれを整理する。

(在庫の確認)

第 12 条 年 1 回定期的に図書の整理を行ない、在庫の確認を行なう。

(委任)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、図書室の管理運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

付 則(平成 13 年 6 月 15 日議会訓令第 3 号)

この訓令は、平成 13 年 6 月 15 日から施行する。

付 則(平成 14 年 6 月 24 日議会訓令第 1 号)

この訓令は、平成 14 年 6 月 24 日から施行する。

付 則(平成 18 年 3 月 31 日議会訓令第 2 号)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 21 年 3 月 31 日議会訓令第 1 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 25 年 3 月 1 日議会訓令第 2 号)

この訓令は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。